

水道料金・下水道使用料の 減免制度見直しの考え方（案）

令和3年6月 旭川市水道局

目次

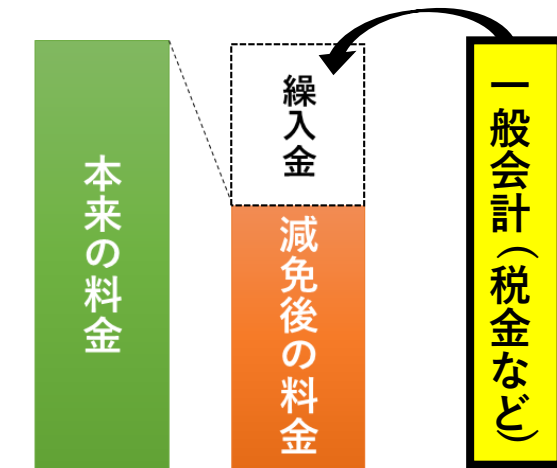
I	減免制度の概要	P1
II	減免制度の沿革	P2
III	見直しの背景	P3
IV	見直しの考え方	P4
V	現行と見直し案の比較	P5~8
VI	今後のスケジュール	P9
	【参考資料】	
	・参考資料1 アンケートの実施結果	P9
	・参考資料2 現行の減免制度一覧	P10
	・参考資料3 他都市の減免実施状況	P11
	・参考資料4 使用水量別の調定件数分布	P12

I 減免制度の概要

減免制度の仕組み

- 水道・下水道事業は、原則、必要な経費を料金収入で賄う独立採算制で運営しています。
- 福祉施策の観点から、減免対象者の料金を一定の割合で減額しています。
- 福祉施策であるため、減免制度による減額分は繰入金（税金など）によって補っています。

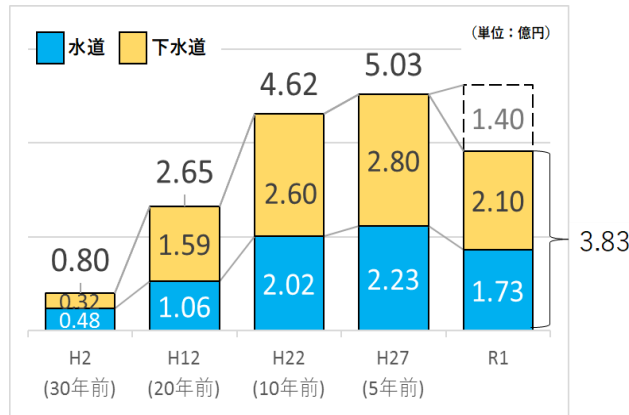
減免制度のイメージ



減免対象

生活保護世帯，児童扶養手当受給世帯，特別児童扶養手当受給世帯	
障害者のみの世帯 身体障害者手帳1・2級，精神障害者保健福祉手帳1・2級 又は療育手帳A判定を受けている者のみで構成されている世帯 (上記以外の方と同居している場合は対象外です。)	
独居高齢者世帯	満70歳以上でひとり暮らしの世帯
社会福祉施設	社会福祉法人が営む社会福祉法による社会福祉施設， 認知症高齢者グループホーム，保育所など
公衆浴場	

繰入金の推移



※平成28年度から繰入金の算出方法が変更になり、減免額と繰入金に差が生じています。

	R1決算	
	水道	下水道
社福施設	4,500万円 (319件)	6,000万円 (295件)
公衆浴場	1,400万円 (12件)	2,600万円 (14件)
生活保護	3,900万円 (5,030件)	4,100万円 (4,700件)
独居高齢	3,200万円 (8,615件)	3,600万円 (8,590件)
児扶手当	2,800万円 (2,013件)	3,000万円 (1,990件)
特児手当	900万円 (504件)	1,000万円 (497件)
障害者	600万円 (873件)	700万円 (847件)
計	1億7,300万円 (17,366件)	2億1,000万円 (16,933件)

※金額は百万円単位で表示，（）は契約数です。

II 減免制度の沿革

導入理由

- 社会福祉施設，生活保護世帯，児童扶養手当受給世帯，特別児童手当受給世帯
水道・下水道の拡張整備・普及時期における大幅な値上げに対する緩和措置のため導入
- 公衆浴場 物価統制令により入浴料金に上限があることから導入
- 独居高齢者世帯 基本水量まで使用しない世帯が多いことから導入
- 障害者のみの世帯 障害者の自立支援を目的として導入

S40年 7月 (水道料金改定)	・ 公衆浴場 に対する水道料金の減免開始
S44年 4月 (水道料金改定)	・ 生活保護世帯，児童扶養手当受給世帯，特別児童扶養手当受給世帯，社会福祉施設 に対する水道料金の減免開始
S52年 4月 (下水道使用料改定)	・ 生活保護世帯，児童扶養手当受給世帯，特別児童扶養手当受給世帯，社会福祉施設，公衆浴場 に対する下水道使用料の減免開始
H 4 年 4月 (水道料金・ 下水道使用料改定)	・ 高齢化社会の進展に伴う単身世帯の増加傾向に配慮し， 独居老人世帯に対し，減免措置を講ずるべきとの議会の附帯意見あり
H 5 年 4月 (減免制度の見直し)	・ 独居高齢者世帯 (70歳以上) に対する水道料金・下水道使用料の減免開始
H20年10月 (減免制度の見直し)	・ 生活保護世帯等の減免幅縮小を実施 ・ 障害者のみの世帯 に対する水道料金・下水道使用料の減免開始

Ⅲ 見直しの背景

平成27年度 行政評価 (上下水道料金の減免の見直し)

- 基本水量や区分等について多様なライフスタイルに対応するため、料金体系の見直しを行い、その整理の中で**減免制度が真に必要かどうかを検討**するとともに、一般会計からの繰入金によらない制度運用が可能かどうかについても合わせて検討すること。
- なお、減免制度の見直しをすることとなった場合には、その見直しによる代替施策案について関係部局と十分な協議・調整をすること。

行政評価とは…

効果的で効率的な行政サービスの提供と市政における透明性を確保するため、市が実施する事務事業や行政改革の状況の評価するための取組です。所管部局のほか、公募市民や学識経験者による外部意見を加えて評価します。平成27年度は、長年の懸案や見直しにより財源効果が見込めるものを評価対象としました。

減免制度見直しの目的

独立採算による
事業運営

使用者負担
の公平性



福祉施策の一環であることを踏まえた上で、独立採算制と使用者負担の公平性の原則から、現行制度の在り方を検討する必要があります

旭川市行財政改革推進プログラム2020 (令和2年度～令和5年度)

プログラムでは令和5年度予算編成（一般会計）までに、計画期間内の収支不足額を確保するために、特別会計繰出金（水道・下水道事業会計への繰出金を含んでいます。）の抑制を目標に掲げています。

計画期間内の収支不足額

56.6億円

特別会計繰出金の抑制

3.72億円

一般会計の
厳しい財政状況

旭川市行財政改革推進プログラムとは…

厳しい財政状況を克服し、地方分権時代にふさわしい自立した行財政運営を推進するため、行財政改革の取組の内容や年次等を明らかにしたものです。

IV 見直しの考え方

福祉施策として検討し、令和4年度の料金改定時における考え方をまとめたものです。

減免対象	導入理由	減免制度の在り方(案)	考え方
社会福祉施設	○水道、下水道の拡張整備・普及時期における緩和措置	減免制度の維持	関係団体と協議を重ね、平成20年度に負担増となる見直しをしており、今回の料金の見直し時においては、現行制度を維持することを基本に、制度内容について検証
公衆浴場	○水道、下水道の拡張整備・普及時期における緩和措置 ○物価統制令により入浴料金の上限額に定めがあるため		公衆浴場は、住民の利用機会確保のため、入浴料金の上限額が定められており、経営が不安定であることから、減免を継続
生活保護世帯	○水道、下水道の拡張整備・普及時期における緩和措置	減免制度の廃止 ※令和4年度から	生活保護費の算定に光熱水費が含まれており、制度との重複を解消するため廃止
独居高齢者世帯	○基本水量まで使用しない独居高齢者世帯が多いため(議会からの附帯意見あり)		基本水量の見直しにより、減免制度の導入理由が解消されるため廃止
児童扶養手当受給世帯	○水道、下水道の拡張整備・普及時期における緩和措置	検討継続	福祉施策の在り方として、実施手法や支援規模等について、令和5年度からの適用に向けて検討を継続
特別児童扶養手当受給世帯	○水道、下水道の拡張整備・普及時期における緩和措置		
障害者のみの世帯	○障害者の自立支援を目的		

減免制度を維持又は検討継続とする場合の取扱い

- 現行の減免率を採用します(端数調整あり)。
- 料金改定による影響は、受けることとなります。

減免制度の在り方については、今後も継続して検討する必要があります。

V 現行と見直し案の比較①

○社会福祉施設（減免制度を維持）

(1) 水道料金

現行				
区分		減免前	減免後	減免率
基本料金	(8 ^m まで定額)	1,020円	1,020円	0.00%
	1~8 ^m	—	—	—
従量料金	9~20 ^m	143円	120円	16.08%
	21~50 ^m	179円	120円	32.96%
	51~200 ^m	215円	120円	44.19%
	201 ^m ~	226円	120円	46.90%



(参考) 料金改定後の見直し案				
区分		減免前	減免後	減免率
基本料金	口径			
	13~50mm	860円	860円	0.00%
	75~100mm	1,320円	1,320円	0.00%
	150mm	2,700円	2,700円	0.00%
	200mm	3,270円	3,270円	0.00%
従量料金	250mm	6,340円	6,340円	0.00%
	1~8 ^m	41円	41円	0.00%
	9~20 ^m	166円	137円	17.47%
	21~50 ^m	204円	137円	32.84%
	51~200 ^m	245円	137円	44.08%
201 ^m ~	257円	137円	46.69%	

(2) 下水道使用料

現行				
区分		減免前	減免後	減免率
基本料金	(8 ^m まで定額)	1,096円	1,096円	0.00%
	1~8 ^m	—	—	—
従量料金	9~20 ^m	156円	77円	50.64%
	21~50 ^m	183円	77円	57.92%
	51~200 ^m	251円	77円	69.32%
	201 ^m ~	275円	77円	72.00%



(参考) 料金改定後の見直し案				
区分		減免前	減免後	減免率
基本料金		1,026円	1,026円	0.00%
従量料金	1~8 ^m	10円	10円	0.00%
	9~20 ^m	156円	77円	50.64%
	21~50 ^m	183円	77円	57.92%
	51~200 ^m	251円	77円	69.32%
	201 ^m ~	275円	77円	72.00%

V 現行と見直し案の比較②

○公衆浴場（減免制度を維持）

(1) 水道料金

現行				
区分		減免前	減免後	減免率
基本料金	(8 m ³ まで定額)	1,020円	1,000円	1.96%
	1~8m ³	—	—	—
従量料金	9~20m ³	143円	99円	30.77%
	21~50m ³	179円	99円	44.69%
	51~200m ³	215円	36円	83.26%
	201m ³ ~	226円	注 36円	84.07%



(参考) 料金改定後の見直し案				
区分		減免前	減免後	減免率
基本料金	口径			
	13~50mm	860円	840円	2.33%
	75~100mm	1,320円	1,300円	1.52%
	150mm	2,700円	2,680円	0.74%
	200mm	3,270円	3,250円	0.61%
従量料金	250mm	6,340円	6,320円	0.32%
	1~8m ³	41円	41円	0.00%
	9~20m ³	166円	113円	31.93%
	21~50m ³	204円	113円	44.61%
	51~200m ³	245円	41円	83.27%
	201m ³ ~	257円	注 41円	84.05%

(2) 下水道使用料

現行				
区分		減免前	減免後	減免率
基本料金	(8 m ³ まで定額)	1,096円	1,074円	2.01%
	1~8m ³	—	—	—
従量料金	9~20m ³	156円	152円	2.56%
	21~50m ³	183円	18円	90.16%
	51~200m ³	251円	18円	92.83%
	201m ³ ~	275円	注 18円	93.45%



(参考) 料金改定後の見直し案				
区分		減免前	減免後	減免率
基本料金		1,026円	1,004円	2.14%
従量料金	1~8m ³	10円	10円	0.00%
	9~20m ³	156円	152円	2.56%
	21~50m ³	183円	18円	90.16%
	51~200m ³	251円	18円	92.83%
	201m ³ ~	275円	注 18円	93.45%

注 「旭川市確保特定浴場指定指針」による確保特定浴場として市の指定を受けた施設の減免適用水量は1,300m³まで、指定を受けない施設は650m³まで

V 現行と見直し案の比較③

○生活保護世帯 減免制度を廃止した場合の影響額（1か月・税抜き）

(1) 水道料金

使用水量		現行料金	
		減免前	減免後
6㎡	高齢者1人世帯	1,020円	510円
8㎡	現行基本水量	1,020円	510円
12㎡	2人世帯	1,592円	798円
20㎡	4人世帯	2,736円	1,374円



(参考) 料金改定後の見直し案	
金額	現行との差額
1,106円	+596円
1,188円	+678円
1,852円	+1,054円
3,180円	+1,806円

(2) 下水道使用料

使用水量		現行料金	
		減免前	減免後
6㎡	高齢者1人世帯	1,096円	548円
8㎡	現行基本水量	1,096円	548円
12㎡	2人世帯	1,720円	860円
20㎡	4人世帯	2,968円	1,484円



(参考) 料金改定後の見直し案	
金額	現行との差額
1,086円	+538円
1,106円	+558円
1,730円	+870円
2,978円	+1,494円

(3) 合計

使用水量		現行料金	
		減免前	減免後
6㎡	高齢者1人世帯	2,116円	1,058円
8㎡	現行基本水量	2,116円	1,058円
12㎡	2人世帯	3,312円	1,658円
20㎡	4人世帯	5,704円	2,858円



(参考) 料金改定後の見直し案	
金額	現行との差額
2,192円	+1,134円
2,294円	+1,236円
3,582円	+1,924円
6,158円	+3,300円

※ 世帯人数別の使用水量は、モデルとして設定した目安の水量です。同じ世帯人数であっても使用の実態によって水量が異なります。

V 現行と見直し案の比較④

○独居高齢者世帯 減免制度を廃止した場合の影響額（1か月・税抜き）

(1) 水道料金

使用水量	現行料金	
	減免前	減免後
6m ³	1,020円	642円
8m ³	1,020円	642円



(参考) 料金改定後の見直し案	
金額	現行との差額
1,106円	+464円
1,188円	+546円

(2) 下水道使用料

使用水量	現行料金	
	減免前	減免後
6m ³	1,096円	682円
8m ³	1,096円	682円



(参考) 料金改定後の見直し案	
金額	現行との差額
1,086円	+404円
1,106円	+424円

(3) 合計

使用水量	現行料金	
	減免前	減免後
6m ³	2,116円	1,324円
8m ³	2,116円	1,324円



(参考) 料金改定後の見直し案	
金額	現行との差額
2,192円	+868円
2,294円	+970円

※ 世帯人数別の使用水量は、モデルとして設定した目安の水量です。同じ世帯人数であっても使用の実態によって水量が異なります。

Ⅵ 今後のスケジュール（予定）

時期	内容	時期	内容
令和3年6月下旬 から7月中旬	市民説明会の開催 (市内16か所)	令和3年11月上旬	公聴会の開催
令和3年9月上旬 から9月中旬	上下水道事業審議会における 市民意見を踏まえた 最終的なとりまとめ・答申	令和4年4月	見直し後の減免制度施行 (6月検針分から適用)

参考資料1 アンケートの実施結果

アンケート調査の概要

調査方法

- 調査対象数 家庭用
・旭川市民のうち18歳以上の男女3,000人
- 抽出方法 住民基本台帳から地域別, 性別, 年齢層別
・人口比率を考慮し無作為に抽出
- 調査方法 調査票の郵送によるアンケート方式
調査期間 令和3年2月18日から令和3年3月26日まで

主な調査結果

●減免制度について

- ・今のままでよい 36.6%
- ・検討の上,
必要な区分のみ継続すべき 34.9%

参考資料 2 現行の減免制度一覧（1か月・税抜き）

（単位：円）

対象者	料金区分		水道料金			下水道使用料		
		水量(m ³)	減免前	減免後	減免率	減免前	減免後	減免率
社会福祉施設	基本料金	0～8	1,020	1,020	—	1,096	1,096	—
	従量料金	9～20	143	120	16.1%	156	77	50.6%
		21～50	179	120	33.0%	183	77	57.9%
		51～200	215	120	44.2%	251	77	69.3%
		201～	226	120	46.9%	275	77	72.0%
公衆浴場	基本料金	0～8	1,020	1,000	2.0%	1,096	1,074	2.0%
	従量料金	9～20	143	99	30.8%	156	152	2.6%
		21～50	179	99	44.7%	183	18	90.2%
		51～200	215	36	83.3%	251	18	92.8%
		201～	226	注 36	84.1%	275	注 18	93.5%
生活保護世帯 児扶手当世帯 特児手当世帯 障害者のみ世帯	基本料金	0～8	1,020	510	50.0%	1,096	548	50.0%
	従量料金	9～	143	72	49.7%	156	78	50.0%
独居高齢者世帯	基本料金	0～8	1,020	642	37.1%	1,096	682	37.8%
	従量料金	9～	143	143	—	156	156	—

注 「旭川市確保特定浴場指定指針」による確保特定浴場として市の指定を受けた施設の減免適用水量は1,300m³まで、指定を受けない施設は650m³まで

参考資料3 他都市の減免実施状況

道内主要10市（旭川市を除く）			中核市60市（旭川市を除く）		
減免対象	水道料金	下水道使用料	減免対象	水道料金	下水道使用料
生活保護受給世帯	小樽市	小樽市, 北見市	生活保護受給世帯	5市	13市
児童扶養手当受給世帯	小樽市	小樽市, 北見市	児童扶養手当受給世帯	4市	3市
特別児童扶養手当受給世帯	—	—	特別児童扶養手当受給世帯	3市	2市
障害者世帯	小樽市	小樽市, 北見市	障害者世帯	4市	4市
高齢者世帯	小樽市	小樽市, 北見市	高齢者世帯	2市	3市
社会福祉施設	—	函館市	社会福祉施設	1市	4市
公衆浴場	北見市	苫小牧市, 北見市	公衆浴場	—	4市

※令和2年8月現在の調査結果です。

道内主要10市、中核市60市における減免見直し状況（平成25年度以降）

都市名	見直し内容	都市名	見直し内容
大分市	H25.4㊦生活保護世帯の減免廃止	明石市	H25.10㊥生活保護世帯の減免廃止
福山市	H27.3㊥㊦生活保護世帯の減免廃止	呉市	H26.4㊥㊦生活保護世帯の減免廃止 H28.4㊥㊦社会福祉施設の減免廃止
横須賀市	H31㊥㊦社会福祉施設の減免対象施設を縮小		

※㊥は水道料金, ㊦は下水道使用料を表しています。

参考資料 4 使用水量別の調定件数分布

生活保護世帯（減免適用分）

独居高齢者世帯（減免適用分）

